

「仙台米騒動」後の労働運動(一九一八～一九二七)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中川, 正人 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000199

「仙台米騒動」後の労働運動（一九一八～一九二七）

中川 正人

はじめに

「仙台米騒動」直後の『河北新報』（大正七・九・九）が、一面トツプで「今回の米騒擾事件は、一面に於ては暴民ありたれども、又一面に於ては米価暴騰より来る生活の不安より脱出して、生活の安定を求めむとする一種真面目なる国民的運動なりしとも見るを得るべし、暴行固より不可なり、然しこれを以て直に暴民の暴行なりとし、普通一般の私行上の暴行を以て律すべからざること勿論なり、兎に角彼等は自ら仙台市民の生活の為に名譽ある犠牲者たらむとするの外、何等私心無く、各自所謂公憤に基づく堂々たる運動なりと自信し居たるものの如く、暴動当時之れに附和雷同する市民が多かりしは、市民各自身が生活の安定を求めんとする精神に共鳴せるの結果に非ざりしか」と主張するように、「仙台米騒動」は公憤に基づき、市民各自身が、市民生活の安定を求める真面目な国民的運動であり、基本的には「暴動」でないことを、多数の仙台市民が認識していたと把握している。

一九一八（大正七）年八月の「米騒動」を体験した仙台市民のなかには、自分たちの日常生活を苦しめ、脅かすものが何かを自覚し、連帯して行動する市民集団の威力に自信をもち、日常の生活と労働条件を維持・向上させるために、集団で論議し、具体的な目標を探り、組織化して、要求の達成を目指し始める人々がいた。望んだのは、まず、生活安定の実現であった。要求運動の経験に乏しい市民は、職場や生活の場を拠点に、紆余曲折しながら取り組んでいる。その一つが、労働運動である。

以下、大正期・仙台の労働運動について、その大要を『宮城縣史 警察』（一九六〇）、『宮城縣史 3 近代史』（一九六四）、『宮城縣警察史 第一卷』（一九八〇）、『仙台市史 通史編 7 近代 2』（二〇〇九）、『日本労働年鑑 大正各年度版（大原社会問題研究所）』ほか、『河北新報』などで拾い集めた。悉皆調査でなく、また、資料が少ないために、具体的な内容を十分に把握できなかった。資料明記のない記述は、基本的に『河北新報』記事^{（註1）}を引用した。

一、「仙台米騒動」直後・一九一八（大正七）年の労働 争議

（一）「仙台米騒動」とは

「仙台米騒動」は「暴動」でなく、市民に確認・支持されてきた「集団による暴力を伴わない実力行使」である。「米騒動」参加市民は、明確な目的を実現するために行動している。自らの意思と判断によって集まった市民は、無名の指導者を生み出し、自律的な一定の秩序と統制の下に行動し、集団の力で粘り強く行動すれば、正しい要求は相手を説得し、実現できるといふ認識が特徴であった。

多くの市民がそれに共感・同意して行動をとるにした。重要なことは、目的をもって取り組む行動に市民が直接参加し、集団の中で考慮・検討・実行し、一定の結論が決定した後公示している。したがって、参加者は、裁判の過程で、自らの正しい要求と意思に基づく行動であると主張し、不当な取り調べや起訴には、事実誤認に屈せず、具体的に反論をしている。「仙台米騒動」参加者は、決して貧困層ばかりではなかった。一般に、官憲資料などでは「付和雷同」した者として記述しているが、「米騒動」参加者の認識・判断・行動は、当時の裁判記録や新聞記事から判断すると、自らとともに生活難に追い詰められた人々をも救済しようと考え市民集団によって取り組まれ、社会的経済的な公正の要求と実現を目指す行動であった。^(註1)

「仙台米騒動」の放火事件^(註2)後に開催された市民向けの演説会で、政友会代議士澤來太郎が「米騒動は、生きたがための人道的な行動」「真実の暴動といふべきではない」「米価調節運動と称すべきもの」「市役所へ貧民救助資金の寄付を予約した者は、公衆の面前で応諾した以上は、速やかに履行すべし」と主張したことは、多くの市民から支持を得ており、彼らの「米騒動観」を代弁していた。^(註3)

しかし、澤來太郎の「米騒動観」は、後に治安警察法第九条で彼が検挙され、取り調べの対象になると、「騒動を見て、深慮に堪えず、聴衆には米騒動を人道上より説き、動機は諒とすべきも、手段方法の謬れるを痛感した。暴動の鎮静も吾輩に負う所が頗る多い。群衆の鎮圧を敢行した」と変化し、「仙台米騒動」を「暴動」と捉えて、自説を大きく修正・変質させた。^(註4)この点に触れずに、澤の言動を高く評価することは問題である。澤の変化は、市民に強烈な印象と影響を与えたと考える。

権力は、「非暴力」の抵抗や目的の実現をめざす住民の行動を「暴力」と名指すことで、正当性を剥奪している。「相手に対する暴力を伴わない示威行動」は、以前から仙台地域に存在しており、多くの市民は過去からの具体的な事例を通して、一つの行動形式として肯定・確認していた。「仙台米騒動」は、その行動であった。

（二）「仙台米騒動」直後の労働争議

地方都市のなかでも、仙台市は労働運動に関する先行研究は少なく、確認できる労働争議の件数も極めて少ない。

「米騒動」直後の仙台市内は、少数の大工場を除くと、いずれも二〇人前後から一〇〇人規模の工場と中小企業が多く、労働者は低賃金と長時間労働の劣悪な条件下にあった。

一九一八（大正七）年一〇月、東京絹毛株式会社仙台工場（男子職工四六・女子職工一四〇）は同盟罷業によって、男女職工が賃金値上げの争議を起こし、臨時手当一割増と就業時間短縮で解決している。同月、名取郡長町（現仙台市）の東北板紙株式会社（職工・雑役人九〇余）で、関東出身者の高賃金を知った仙台出身職工六〇余名が、出勤せず大年寺山に集まり、増給を交渉し、同盟罷業を起こしたために、仙台警察署が調停している。一二月、岩井酒造店で店員・造酒職工が賃金値上げで同盟罷業を行い、この時も仙台警察署が調停した。^(註6)これらは、①労働者（職工・店員）による同盟罷業で、②賃金値上げ要求が基本、③集会・論議・要求決定・示威行動を行い、代表が交渉し、④企業経営者は回答しているが、紛争自体を認めず秘密としている。⑤仙台警察署へ通報はなく、警察は「風説・噂」で現場へ急行・仲裁・調停を実施している。⑥経営者は労働者の要求・行動を表面的に黙認し、県警察部も治安警察法で高圧手段に出ることなく、争議をいずれも「和解」的に即決している。

一二月、仙台市小学校教員は、大会決議で給与優遇を市当局へ請願したが、教員の行動を、県当局や各職場の学校長は厳しく批判・抑圧したが、地元の教育界からは「県下三千の小学校教員が教育上の熱誠より塊まって一つの団体をなしたならば、その言動は権威あり力あるものとならぬだろうか」の声が出ていた。^(註7)

散発的な労働争議であるが、労働者の自覚と団結心の高まりを示している。物価の高騰と生活不安を背景に、賃金値上げや労働条件の改善を要求し、経営者・管理者の強圧的態度や暴力的な管理に対する「職場の集団的な反抗」であった。労働者が行動に踏み切った背景には、「人間性解放」の自覚がある。『河北新報』（大正七・一〇・二六）は、コラム「その日その日」で「職工の不穏状態は、単に賃銀増加の要求のみ来るに非ず、実物教示により思想上の変化を来たし、吾は労働者としての労働者に非ずして、人間としての労働者なり」との自覚を得たこと則ち之なり。彼等は既に吾も同じく他と平等の人間なりとの自信を有するに至れり」と指摘した。労働者の行動には、「仙台米騒動」で示された「暴力を伴わない正当な実力の行使」を確認でき、人間性の解放と変革を求めた「米騒動」の歴史的意義が存在している。

二、物価高騰にともなう生活不安と政府・県・市

労働組合が存在しない宮城県では、「濱田知事は当市に於ける米暴動事件の責任を自覚せるものか、今や労働者の味方となり、工場法の運用を円滑ならしむべく工場監督官を督励し居れる結果、仙台警察署の工場視察の如き最も精密となり、一時不穏なりし二三工場同盟罷工を未然に防止したり」（『河北新報』大正八・二・二五）と、同盟罷業を防止する姿勢を示し、天江酒造場職工の破傷風死亡、片倉組製糸所工場職工の中毒死亡、製紙会社職工の切断と労務不能

事故などに対して、工場法による遺族扶助料・葬祭料を支給させ、「労働者の味方」の立場を見せるが、工場法不適用の企業で働く多くの労働者への対応は全くなかった。

「職工待遇策に就き機先を制した」といわれる仙台の諸工場や企業は、労働者から経済的要求が出る前に賃金値上げを実行し、平均一五割値上げしている。その背景には労働者の生活改善・向上への配慮もあったが、仙台商業会議所の調査では、生活必需品七〇種（中等品）の卸売値段は、「欧州戦乱勃発前の大正三年六月と戦争終結後の大正八年六月の比較では平均三〇割の騰貴で、生活の困難さは争われぬ事実」であった。^{註8}

「米騒動」一周年が近づいた一九一九（大正八）年七月、政府は^{註9}万一を考慮し、川村警保局長が「暴動防止の根本問題は、生活救済にある」と談話した。県・市・警察と、企業経営者や管理者は、「説諭」を原則に、労働者の行動に市民感覚で応じる姿勢を続けたが、警戒・取締り・調査を嚴重に行い、高圧的手段もとつた。一方で、県警察部は、「昨秋突発した米暴動以上の不祥事を激成させる虞あるより、米暴動に辛い経験を舐た仙台署長吉村警視の如きも、ストライキ病の襲来を防止すべく、敏腕の角袖連を要所要所に視察警戒を怠らず」という体制であった。^{註10}

一九一九（大正九）年四月、県と官民有識者によって仙台労働問題研究会が発足した。仙台専売支局課長・工業監督官補・工場監督官補（警察部保安課警部補）・仙台キリスト教青年会・仙台商業会議所・宮城県図書館長・弁護士が柱で、労働者に関する問題を扱う

研究機関として、市内の工場主・商店主などを対象としていた。「労働問題」と銘うちながら、最初から労働者を構成員に入れない労資協調路線で、企業経営者が関心をもつ「労働者の現況」「商店従業員の公休日」などが研究課題であった。財団法人労働協調会は、この研究会へ講師派遣などの協力を通じて協調会支部設置の活動をしたが、実現していない。

「労資協調」を建前とする県は、工場法適用工場を中心にした一四二名の工場経営者に工場協会の設立を呼びかけ、「労資協調、工業の平和、労働条件の改善、模範工場の視察、工場主・工場管理人・工場係長の協議会」などを掲げ、同年九月に県警察部が宮城県工場協会（事務所は警察部保安課内）を創立した。会長は森知事で、参加者は製糸業の片倉組・東北館、印刷業の河北新報社・東北印刷株式会社、機業の仙台染織会社・東京絹毛仙台工場、醸造業の伊澤平左衛門、染物業の青山惣吉、化学工業の伊藤清次郎などであった。

労資協調路線について、『河北新報』（大正九・三・二六）は、評論で「我国労働問題の根本解決策は労資協調に在りとは、今尙我官辺及一部資本家の力説する処なり、如何にも結構らしきことなれども、こは労働問題そのものを深く考究せざる、而して偏頗なる現状を基礎としたる一山百文の素人騙しの議論に過ぎず、資本家の為の代弁と謂ふを妨げず」と、批判している。労働争議が頻発する状況で、生活者・市民が最も切望したのは、社会的紛争を解決する機関の設置であった。しかし、その必要性を唱えられたが、具体的な模索と実現の動きはなかった。同協会が、第一回総会の事業計画を協

議するのは翌年七月である。ここでは「職工の能率増進を計るべく其の調査をなし」「更に職工の教養の目的を以て雑誌を編纂する事」を掲げているが、協会の目指す特徴を象徴している。^(註11)

また、県は、一九二一年(大正一〇)九月新たに社会課を設けた。しかし、地方課長その他が兼務し、民力涵養、感化救恤救済、失業者保護・職業紹介・公設市場・公設長屋などの社会的施設を挙げているが、ただ周囲の声に応じて動いていた。

三、請願運動の頻発と民間企業の労働者

一九一九(大正八)年に入ると、仙台市や税務局・専売局・通信局・貯金局などの労働者は、賃金値上げ要求や労働条件改善の運動を行った。四月、仙台通信局雇員による課長排斥が発生した。判任官への昇進や出張で、課長の私的感情や郷党関係による不公平な人選があり、労働者は職場で集結・決議し、局長へ請願している。^(註12)

七月、仙台市小学校教員は教員研究会(「真正会」)を結成し、教育改善と生活安定を求めて待遇向上を決議し、市に請願した。県当局は、「教育者は天職を自覚し、物資万能の外に超越し、一応教育の為に全幅の努力を竭すべき、秘密に集合し党を樹てて自ら増俸を迫り、労働者と同じの挙動に出づるが如き」と、各小学校長に内訓を發して抑圧したが、市小学校教員は郡市教員連合会議を開催し、再度、五割以上の増給を県・市に建議した。『河北新報』(大正八・七・一二)は理解を示し、「仙台市に於ても、一部少壮教員の間に

最も鞏固なる團結あり、待遇問題を研究して、衛陶なる改善を当局に求むる決心なり」「彼等の待遇問題は、彼等の天職を全ふせしむる正常の手段に過ぎざるなり、之しも不当なりといふものあらば、そは我国旧来の思想と感情に囚はれたる時代錯誤に帰着せざる能はず」と述べた。県教育課は「真正会の動きを不穩当なる会合とも認められざる」としながら、臨時手当の支給について、「今回の訓令を發した次第は、是等教員の要請に出でたるものにあらざる」ことを強調し、請願運動で要求する趣旨を認めなかった。この教員運動は全国的に注目され、大原社会問題研究所は『日本労働年鑑 大正九年版』に記録している。二高教授も「教育者は孤立バラバラになって、薄給をかこち生活難を訴へる、何を得心とするのか、緊張を欠いた教育界を改造する所以の道は唯一つ教育組合を造るにあるのみ」と述べ、市内片平丁小学校児童保護者会でも教員の生活費補助に関して同情し、協議している。

教育者組合の組織結成の声は高まったが、東京市教員組合結成に刺激された真正会を県警察部は危険視して、厳しく弾圧したため、組合化は実現しなかった。また、仙台市では各小学校とも女子教員が二・三名ずつ多かった。女子教員任用の第一は安い俸給であったが、給与を含めた職場の女子教員の差別問題は、請願運動で表面化していなかった。^(註13)

七月、仙台市役所書記以下全員が連名で、給与二割増と八割の臨時手当を要求して市長へ請願書を提出し、一〇、月市役所と電気水道両部下級吏員七〇余名は前回同様に請願し、罷業の恐れがあった。

市は増給要求を悪例として撤回させたが、下級官吏らは「要求は一般官吏に比して過大ではない」と主張し、同盟怠業で迫った。増給を実施しないため、市費関係吏員全員が再度連署・請願した。同月、同盟罷業に断固たる処置を主張する局長に、仙台為替貯金局吏員数十名が、執務時間短縮・休日日給と増給要求を請願している。^(註14)

請願運動は、翌一九二〇（大正九）年も続けられた。四月、東京専売本局で増給運動が開始され、仙台専売支局へ飛檄があり、各支局判任官も代表者会議を実施し、その報告が仙台支局に届いた。判任官事務員全員七六名が集合した増俸請願大会は、大臣へ六カ条の請願（本俸三〇割の特別手当と本俸二〇割の臨時手当を支給、住宅手当支給、旅費増額、昇給年限など）を議決した。五名の女子事務員を含む全員は上司から抑圧と圧迫を受け、戸惑いながら参加した。集会の状況を、『河北新報』（大正九・四・二二）は「生活其のもの象徴である陳情書を読上げられる、満場水を打つたる如く静寂で、心臓の鼓動も聞こえるばかり、委員の顔には必死の色が漲り、声は次第に悲壮となり、激越となり、果ては声涙共に下るの概がある、職員一同の顔も亦刻々に緊張し厳粛となり始め、遠慮しながら入場を躊躇した女事務員に至る迄、満場悉く自ら陣頭に立つて運命を決せんとする勇士の面持となる、纏て六ヶ条の決議文読み終ると、一同異議なく無事通過して始めてホッとす。夫より一々記名調印して、午後一時となつてゾロゾロ各自の部屋に引取つたが、之で先づ一安心と云ふ満足と、さらに之から果たして我々の要求は容れられるだらうかと云ふ不安の色とを掻き混ぜた顔色を示して居

た」と報じた。職場集会への出席・討議・議決を経た決議文への一人一人の署名・捺印は、労働者自身の存在と意思を表示する初経験で、不安や期待など複雑な思いを抱いた参加であった。労働者が取り組み・支持する請願運動は、「米騒動」の影響を受けた労働者の新しいスタイルである。同年四月、仙台税務監督局と仙台税務署の判任官以下の下級官吏も、大蔵大臣あてに増俸を決議し、署名捺印のうえで、請願した。五月、仙台為替貯金支局雇員の激化していた増給運動では、要求が容認され、解決している。^(註15)

一九二〇（大正九）年四月、東北帝国大学理工三学部に勤務する巡視・小使・火夫・雑役夫など三〇〇余名の雇人が会合し、代表が大学当局に待遇向上を請願し、一九二三（大正一二）年五月には東北帝国大学各都、二高、高等工業の巡視・小使・給仕が、団体を組織するための相談会をもっている。このような労働者の組織化や請願運動の多くは、新聞紙上で無視されているが、意識的有機的に組織され、行動しているもので、小規模であるが無視できない。^(註16)

請願運動の時期にも、労働者の争議行為は存在した。一九二〇（大正九）年二月、仙台税務監督局の巡視三名が上司の不公平を理由に同盟欠勤して解雇され、三月市電気部工夫二〇〇余名が、市長に俸給値上げ（七割五分の手当を本俸に加入）を要求し、大倉大堀やその他発電所のモーターを切り、送電を停止させる動きがあった。四月には労働組合結成の取り組みがあり、仙台鉄道管理局管内仙台機関庫は「大日本機関車乗務員会」に加入するため、乗務員約一五〇名が秘密会合している（激論の末に加入していない）。七月、仙台

駅勤務出札係ほか一五名が業務上不都合を理由に解雇され、転職できず生活が窮迫して、解雇者のみで協議し、事実調査と究明を求めている。翌年三月、仙台郵便局集配人が、通信局犯罪係の取り調べを人権蹂躪だと騒ぎ、解雇された集配人の事情説明と問責の決議文を局長に提出し、怠業状態になっている。また、同年四月、仙台鉄道局判任官以下一二〇名の解雇では、当局が危険視する人物を含んでいた。一九二二（大正一一）年一月末、仙台鉄道局は、上司排斥運動の推進者五名に他県転勤を命じ、抵抗されて一時撤回するが、左遷している。^(註17)

一二月、仙台税務監督局管内の判任官四〇余名と雇員一〇余名が解雇され、「交渉のない整理命令」のために、失業問題が存在していた。当時、官公企業体には、現業労働者委員会が設けられていた。

しかし、米原仙管局長が「世間では、委員会を現業員の労働組合と判断して居るやうだが、この機関は幹部と現業との意思の疎通を計るのが最大の目的」と語るように、現業労働者委員会は職場の具体的な問題に対処できなかつた。^(註18) その後もこの体制は継続し、『仙南日日新聞』（大正一五・五・二六）によれば、仙台地方専売局では、従来の手巻き製造から全部機械巻きに改められ、数百人の男女職工が過剰となり、解雇されたが、それへの対応はなかつた。

当時、民間企業の労働者は、どのような取り組みをしていたのだろうか。『河北新報』（大正八・八・七）によれば、八月、ダンペン機械工場（男子職工二二・女子職工一六）の賃金値上げ要求や東京絹毛紡績会社仙台工場（男子職工五一・女子職工一七八）の賃金三

割値上げ要求の背景には、転職や同盟罷業の計画があった。新聞報道では、仙台警察署は争議の事実を否定せず、ダンペン機械工場職工が東京絹毛紡績工場の男子職工に同調した事件であった。また、秋保石材軽鉄株式会社現業員が臨時手当五円と俸給一倍半の中元賞と支給に拘わらず、七割の増俸要求をしており、同社採材工夫は昨秋の賃金値上げ要求で一定の成果をあげている。一二月初旬、片倉組仙台製糸所工場の女子職工一〇〇〇余名が賃金値上げを要求し、五銭平均値上げを実施させている。工場支配人は「この値上げは、職工の要求により実行したるものに非ず」と、労働者の行動を否定した。しかし、『日本労働年鑑 大正九年版』は、この争議の存在を明記しており、一二月東北館製糸女子職工五名も賃金値上げ要求をしている。^(註19)

旭紡織株式会社仙台工場は、女子職工募集の新聞広告で「満十二歳以上三十歳迄採用します。賃金は高く仕事は楽。食費は一日拾弍銭。寄宿舎の設あり何時でも入られます」と宣伝するが、寄宿舎は工場内にあり、逃亡を防ぐために、非人道的な状態にあった女子職工の実態は異質である。片倉組仙台製糸所工場の状況を、『河北新報』（大正八・八・八、九）は「現在八五〇名を収容してゐる女工の九割五分は本県と岩手県出身。最年少一六歳、最年長四〇歳、二一歳が女工の平均年齢。賃金年払制度で全員寄宿舎に収容し、許可なしの外出は認めない。食費は工場側の支給。休日は一ヶ月二回、毎日朝四時半に起床し洗顔を終え、五時に作業開始、六時に朝食、一五分間休憩、昼は食事時間ともに三〇分休憩、午後三時に一五分

間休憩、夕刻六時半頃まで働く。その後は風呂と夕食、各部屋の就寝は九時半で、二〇畳敷一部屋に二三人ずつの割合」と報じている。施行される工場法も、法の網を潜ろうという経営者が多く、官庁の監督も抜け穴だらけで、労働者保護の実はあがらなかった。旭紡織株式会社広告（『河北新報』大正八・九・一三）は、事業の概要で「本公司は、特色の一つとして、工女の供給容易にして、労銀低廉なること」と記し、低賃金の事実を全く恥じていない。^(註20)

当時、仙台酒造組合は、一九一九（大正八）年八月から組合公休日を実施し、呉服組合も公休日を発表するが、商店主の大部分は、「我国古来の温情的美風を破壊する」との立場から、時期尚早論であった。しかし、「店員側は時代の推移と共に思想が相当進化して居る。店員側では店主側の措置に飽きたらず、巧に怠業をなし、業務に支障を来しつつあった」といわれた。同盟罷業と異なる同盟怠業は、新聞報道でも軽視され、実態は不明だが、怠業（サボタージュ）の成功は、実力行使の有効性を労働者に確信させている。『日本労働年鑑 大正九年版』は、「大正八年になってから殊に著しくなったのは、第一に争議の方法として罷業の代りに怠業が流行した事である」と記している。怠業は小企業労働者に特有なものでなく、工場労働者の取り組みにも存在した。九月には「仙台酒類商組合同盟会」名で各酒屋番頭に葉書が舞い込み、労働者として店員同盟会を組織し、同一歩調で組合長に請願書の提出を連絡している。仙台警察署で探知したが、実際の動きは不明である。^(註21)

四、営業者組合との争議と職人組合の独立

各職場の要求は、権利意識的なものへ高まり、指導者や組織的な動きが見られた。地縁的・血縁的な雇用関係から脱却した職人や使用人は、小規模な団結をみせていく。

一九一九（大正八）年、仙台豊業組合を組織する営業者に、賃金値上げを要求する豊業職人の同盟罷業が出現した。物価が高騰し、一日の収入一円五〇銭内外では、他種の職工に比較して低廉で、一家を養っていけないと職人は訴えたが、営業者（親方）は「値上げを迫るなら、働いて貰わなくても宜しい」と返答した。要求を無視されたと考えた職人たちは、一二月職工同盟会を組織した。結局、原料卸商が仲裁に入り、仙台豊業組合が職工同盟会と和解し、同盟会の提出条件である①豊業組合を牛耳る六人組の解散、②職人の同盟会加入を承認、③同盟会職工を使用、④同盟会が定めた賃金を職工に支払うことを、豊業組合が認め、確認した。職工同盟会は、一種の労働組合的な組織であった。^(註22)

一九二〇（大正九）年一月、仙台染織工会が生まれた。賃金値上げと不公平を除去するために、八染織工場職工で結成した組織で、仙台染織会社ほか青山・莊司・高須・小松・加藤・加常・福助屋の染織工場職工六七名が集まり、会長に青山染工場職工長、幹事その他を選出した。工場主は加入職工を脱退させ、応じない者を解雇した。その後、双方が妥協し、仙台染織工会は認められるが、動向は

不明である。仙台最初の労働組合結成と報道されたが、組合化は不可能で、会の目的を業務の奨励と親睦に代え、大きく変質させた。^(註23)

四月、仙台履物商組合と職人三〇余名の仙台履物工業組合の間で、賃金値上げ紛争が起き、職人の同盟罷業となった。職人の二割増給要求に対して五分増給の返答が原因であった。八月中旬、市内北山一帯の各瓦製造所が一斉に休業状態になり、瓦焼職工七〇余名全員が同盟休業し、賃金値上げを要求した。これらは、同業的な組織を結成せずに、争議を起こした例である。この時期には、各種職人の独立した組合組織があったと予想されるが、未確認である。例えば、同年九月平民協会主催の第一回東北労働者大会（仙台座）では、理髪組合員佐藤某が演説している。^(註24)

『河北新報』（大正八・八・一五）によれば、仙台の人力車挽子（車夫）は九八〇名で、労働時間は朝七時から夜八時頃まで、一日の収入は平均一人三円五・六〇銭で手元に残る金は幾らもなかった。一日の歯代（輪代）が六〇銭、提灯代は自分持ち、二升飯を喰らうての晩酌は厳しく、物価高騰で、着物（法被）一枚八〇銭が二円六〇銭に、笠の四〇銭は一円二〇銭に、草鞋足袋が一円七〇銭であった。

一九二〇（大正九）年一〇月、人力車挽子たちは、仙台人力車営業組合（営業者）が要求する歯代（人力車輛貸付料金）一日七〇銭は全国無比の高値であり、拒否していた。歯代支払いより車輛を購入した営業が利益大と試算され、仙台警察署の歯代引下げ勧告を営業者が拒否したため、人力車営業組合から独立して新たに仙台人力

車挽子組合（非公認）を設立した。営業組合は交渉を拒絶し、危険視する挽子を解雇した。挽子組合では、弁護士・政治家を顧問に、一五カ条の規約・組合費・組合長などを議決している。しかし、仙台警察署の人力車挽子に対する警戒・取締りは厳しく、しばしば賃金不当要求者・諸規定違反者として、過料処分を繰り返した。^(註25)

県警察部は労働運動を放置せず、一九二〇（大正九）年三月「多数運動ニ対スル警備内規」を制定し、警察官吏非常招集規則（明治二六・一二 訓令一六八号）を併用して、治安警察法とあわせて実施した。第九条三「多数運動ノ性質ニ依リ群衆ノ押寄スルトナル虞アル箇所（例ハ富豪、資本案、特殊商店工場等）ニ私服巡查ヲ配置シ警察官署トノ連絡ヲ図ルコト」は、各警察署が行動する拠りどころとなった。当時、警察権は府県知事に把握されているため、司法警察の独立は県警察部に存在しなかった。^(註26)

仙台の物価は高く、農商務省の物価比較表で一九二〇（大正九）年上半期を見ると、広島が最高で大阪が次ぎ、仙台は第三位である。七月、県知事の指示を受けた県警察部長は、各種組合代表を集めて協議させた。賃金値下げの要請に、染織組合長・人力車営業組合長・鳶職組合長・大工組合長は弁明と資料提示をしたが、県は値下げを戒告した。大工・左官・石工・豊職の職人賃金二割値下げに關しては、職人たちは「吾々の賃銀を下げるなら、役人の給料を一緒に下げる。税金も下げる。家賃も下げる。物価と吾々の工賃とを同一視されては困る」と主張した。仙台商業会議所の斡旋で、大工、石工、左官、瓦葺、建具師、木葉葺、銅鉄業職、鳶職の賃金値下げ

を営業者が協議し、銅鉄業職を除いて二割値下げを決定した。しかし、仙台銅鉄業工業組合の仙台銅鉄業職工同志会（五〇余）は、職人工賃は物価と比較して高額とはいえず、値下げは生活に困難をきたすと反対した。仙台石工組合職人と他の組合職人も反対し、値下げは困難な状態となった。^(註27)

職人の工賃値下げに関する県や警察部の強い要求に対して、反発と憤激が強まった。とくに仙台銅鉄業職工同志会は、労働問題演説会を開催し、実情を市民に訴えている。さらに、一九二一（大正一〇）年三月には、仙台銅鉄業職工同志会を中心に職人・労働者すべてを網羅して、仙台労働者自由連盟を結成する動きがあった。『河北新報』（大正一〇・三・二九）は「銅鉄業職工同志会は、職工労働者の全部を網羅する労働者自由連盟を組織計画中で、同連盟は労働の自由を標榜し、穩健なる態度を以て望み、過激なる行動に出づるやうなことは、絶対にないと称して居る」と報じ、コラム「その日 その日」も「仙台に労働結社の現れんとすとの報あり。吾人はその出現に対して十分なる同意を表するに躊躇せざるものなれども、少くとも市全部の職工を網羅すると云ふ程の大企画であるとせば、初めより生成に関して大きく声明して置くがよし」と追記している。しかし、仙台労働者自由連盟の組織計画は、警察当局が不当であると認め、弾圧が甚だしく、設立は困難であった。^(註28)

五、小田原遊郭伎夫組合結成と人力車挽子組合による争議

従来、使用人（労働者）は、雇主（営業者）が組織する組合に所属し、要求や意見は実現せず、独立した組織は少なかった。一九二一（大正一〇）年秋、仙台小田原遊郭で、給料問題から雇主（楼主）と使用人（番頭・仲居）が対立し、同盟罷業の動きがあった。遊郭貸座敷で働く番頭・仲居^(註29)への顧客の花銭（祝儀）分配は、仙台座敷業組合（楼主）の決議で廃止され、使用人の給料は楼主支給のみとされた。使用人は「給料だけでは生活ができない」と、決議撤回の紛争が続く。実施は延長され、同盟罷業の動きに仙台警察署は警戒した。楼主の提案は表面上の月給制度への転換だが、花銭すべてを楼主所得とし、一部を月給支払いに充当する予定であった。結局、楼主が撤回した。一九二三（大正一二）年一月、遊郭貸座敷の使用人は、月給制度で楼主と再紛争し、所属組合から分離して新組合を組織した。月給制度に反発する各地の貸座敷使用人から激励の手紙が送られ、仙台警察署は警戒した。月給制度は立ち消え、小田原遊郭伎夫組合（未公認）は、全国八〇余の雇人組合と連絡を取り、結束を固めた。このような小規模営業者の下で働く労働者の組合結成は、画期的な取り組みであった。^(註30)

同年七月、人力車営業組合員（営業者）八二名が連署して、①仙台駅構内の人力車営業が特定個人（組合長・市会議員）の営業で、

東北地方に例がなく、②組合の協同経営に変更して、挽子救済のため五カ年間構内営業を許可してもらいたい、と仙台鉄道局に出願し、県警察部に報告したが、介入を拒否され、状況に変化は全くなかった。高山組合長は組合を実質的に支配し、約一〇〇輛の人力車を有する高所得者であった。仙台人力車挽子組合は、独自性を発揮できず、九月石川部屋人力車挽子二四名が、輪代値下げや停滞金問題で同盟休業しているが、結果的には無条件で復業し、六名が解雇されている。

その後、仙台駅構内の人力車営業問題で、高山中心の営業者（独占派）と、挽子の要求に合わせた営業者（組合派）が対立を深めた。弁護士と渡辺保蔵が指導する人力車挽子組合の公認運動も開始され、組合規約を起草し、県知事に組合公認の認可を申請したが、未承認であった。営業者の組合派は、歯代・車賃改正・個人営業名義について、挽子組合と意見交換を始め、営業組合内に高山排除の要求が生まれた。一二月、人力車営業組合臨時大会が開催され、駅構内の人力車営業を組合協同の経営にして、営業者と挽子の福利増進を図る計画や、組合費を納付する挽子にも積立金分配の権利があることが報告された。しかし、その後の変化はなかった。

一九二五（大正一四）年九月、仙台停車場構内で挽子八〇余名全員の同盟罷業が起きた。構内人力車営業人の高山が、秋の陸軍大演習に備えた車体改造を理由に、一ヶ月一八円（一日六〇銭）の人力車歯代を三〇円（一日一円）に値上げすると挽子に迫り、「不満ならば、やめて仕舞へ。挽くものは幾らもある、解雇を覚悟せよ」と

脅した。挽子全員は高山に反省と事件の解決を求め、挽子組合は駅構内挽子の解雇に取り組む一方、歯代値上げに反対し、営業者を批判し、同盟休業の姿勢を示した。『河北新報』は、挽子罷業の様子と、挽子組合の歯代値上撤廃期成演説会で法被を着た座長の挽子と聴衆を写真で示し、歯代値上げを取りあげ、「挽子組合の公認と個人営業の許可」で人力車営業組合と挽子組合が交渉して、県と警察部に請願していることを報じた。しかし、高山側は挽子の指導者を解雇して、値上げ拒否者には解雇すると返答した。一〇日後、市会議員・仙台運輸事務所長・仙台駅長の調停で争議が解決し、仙台駅構内の歯代は従来通り一日六〇銭とし、一般営業者の歯代値上げも無条件で撤廃された。高山は責任をとって組合取締を辞任し、役員も全員辞職した。人力車挽子組合の公認に同意して解決したいと語る営業者が多く、五日後の人力車挽子組合臨時総会では、二〇数台の人力車に「挽子組合の勝利」「我勝てり」の小旗を掲げて乗り込んだ挽子二〇〇名が、「忘るな九月の十五日、吾等に勝利の誇りあり」と大唱和し、感激して泣く者・踊る者もいた。「米代に窮し、夫婦や子供の着物を入質」といった争議中の挽子の実情や、挽子組合公認と個人営業の件が具体的に報告された。

当時、営業者と挽子が協調する組織は、全国に皆無だった。仙台では、労働争議と挽子組合の取り組みによって、人力車挽子の個人営業が認められ、営業組合と挽子組合が合併して新組合を組織し、県知事の認可を受けることになった。一九二六（大正一五）年四月、新しい仙台人力車営業組合規約が、仙台警察署に申請され、認可さ

れた。大きな労働争議を経験した労働者（挽子）にとって、新しい展開であった。^(註31)

六、労働争議の変化と経営者の対策

一九二〇（大正九）年二月、東北館揚梓係の女子職工五名が、賃金値上げを要求して、就業を拒否した。九月、新東北新聞社職工が工場監督官宅に殺到し、仙台警察署が急行して、現行犯四名を引致した。工場部長の待遇不公平への批判と夜勤料八〇銭増額を要求しての同盟罷業計画の存在があり、主導者の解雇に失敗した会社は、夜勤手当と退職手当を増額して、職工の解雇問題が解決した。^(註32)

全国蚕糸業者の決議で、各製糸場の操業休止が、一九二〇（大正九）年一二月から八八日間実施された。糸価維持の根本策で、本県製糸業者から毎月五円以内の支給はあったが、製糸場の職工が、他工場へ転職したり、退職後に復職することは困難であった。

一九二一（大正一〇）年一月、丸屋（高橋）洋品店で、店主の態度に店員八名が同盟退店し、仙台の商店員同盟退店の嚆矢といわれた。五月、博覧会会場女給五〇名が天守台で会合して同盟罷業し、主催の県が約束通りに給与している。同月市内のカフェー孔雀「女給」五名が、「私達に自由を与えよ」と争議を起こし、職場での拘束状態を解かせている。小規模な争議は、報道されても断片的であるが注意したい。同月、太陽強製紙工場職工（男子一七・女子二七）が、能率増進を目的に月給制から日給制に変更された。職工は生活

が保障されないと怠業し、工場主が職工一四人を解雇した。八月、市電氣部下級吏員三〇名が賃金値上げを要求している。河北印刷株式会社も印刷職工全員を解雇したが、高給職工を解雇して低給職工を増加する傾向があり、小規模企業で働く労働者に厳しい時期で、一時休業を行う企業もあった。仙台警察署は、労働者の暴力を制圧する口実で職場へ動員し、経営者は、争議行動と他所への伝播・拡大や組合結成の壊滅を図り、高圧的な態度に出ている。^(註33)

一九二二（大正一一）年に入ると、製糸工場で働く女子職工たちの抗議行動を確認でき、男子職工とともに、労働条件の改善と人権問題解決を図るようになる。『河北新報』（大正一一・三・六）は「市外長町の旭紡績株式会社は、先般来、場内に穏かならぬ空気が漲り、或は爆発の恐れなしとせぬ」と報じ、その後も旭紡績仙台工場の紛争と職工の示威行動の噂が流れた。六月、職場に労働組合が存在しないため、職工たちは、慰安会幹事である五名を代表に、職工係主任に対する辞職勧告書を携えて交渉を始めた。職工一〇〇〇余名（男子三六一・女子八二二）が結束し、労働条件を悪化させる職工係主任の排斥運動を起こし、仙台警察署が調停に入り、工場長が職工に対応した。主任の辞職が職工代表に報告され、職工一同が万歳を唱えて解決したと報じられた。しかし、会社は争議行為の存在を認めなかった。

直後の六月、突然、会社は工場掲示板に「本社規則により解雇」と貼付し、争議の指導的立場にあった男子職工二五名を解雇した。工場長が解雇理由の説明を拒否し、職工たちは解雇職工と呼応し、

同盟罷業や同盟怠業を計画した。察知した会社が、突然機械の運転を止め、「同盟罷業と認め工場を閉鎖す」と大書して表門を閉鎖した。無収入になった職工の家族生活を知った地元の長町役場が、食糧の断絶は人道問題であると救護所を設置して炊出救助し、調停を始めた。

会社の工場閉鎖と解雇に対する職工の同盟罷業、とくに工場閉鎖後の全職工解雇は状況を悪化させた。名取郡長・長町町長の調停が続けられ、会社は、調停者に解決を一任し、解雇職工二五名以外の職工復職、解雇者への手当支給、帰宅旅費名義一五〇〇円の分配を依頼した。異例であったが、郡長は解雇職工代表を郡役所に招き、その旨を伝え、解雇者も同意している。七月下旬、同仙台工場寄宿舎女子職工三六名が外出・行方不明となったが、職工係排斥運動の指導者として解雇された職工に同情し、他社への移動を考慮した行動であった。解雇者を「今回の騒擾事件の犠牲者」と『河北新報』は報じているが、労働争議事件に対する地域社会の評価の一端を示している。

十一月、旭紡織仙台工場職工による賃金値上げ要求の動きと、拒否された場合は同盟罷業を断行するとの風説に、仙台警察署が内偵している。要求の理由は、創立以来食券三日分（一日男子職工二〇銭、女子職工一五銭、寄宿舎女子職工一二銭）が支給され、職工と家族は工場内大浴場に無料入浴できたが、食券全廃と入浴者六歳以上有料に変更され、その補償を求めている。^{註34}

同時期、片倉組仙台製糸所工場が、他工場に比較して低廉な賃金

であると、五割増しの声を、女子職工小野某が代表して会社に要求した。しかし、会社側は、交渉した職工を解雇手当一〇円と帰郷旅費五円で放逐したため、他の職工が同情・憤怒し、同盟罷業の計画や絶食同盟の取り組みがあると報じられた。^{註35} 会社は樂觀していたが、その後、事態を放置できないと判断し、『河北新報』（大正一一・一一・一〇）に会社広告「工女父兄諸氏へ 当工場に不安の問題起りたる如き新聞紙の記事有之候處 右は当会社工女の一部と炊事係との間に意見の衝突ありたるに原因しあるものに有之 既に一切了解し円満に局を結び 工女の全部に於て何等不安の事なく平日の如く従業致し居り候間 御安心相成度此段急告仕候 片倉製絲紡績株式会社仙台製糸所」と掲載し、争議自体を否定している。しかし、大原社会問題研究所は『日本労働年鑑 大正一二年版』で「十一月四日、片倉組製糸工場（女工一〇〇〇余名）の寄宿舎室長一二名が秘密裡に会合・協議し、小野某が代表して、会社に賃金の五割増し、賃金工程率の随時発表、貯金額を毎月各人に公表することなどを要求した。会社側が、代表者に手当で一〇円、帰郷旅費五円で解雇したため、一〇〇〇余名の女工は憤怒し、六日から同盟罷工の状態に至った」と記録している。

この時期は、新聞紙面から拾える争議件数は少ないが、小企業で働く労働者の争議も存在する。前述のように、争議では、①月給制から日給制に変更することに反対して怠業し、また夜勤手当増給・退職手当支給の要求、解雇後の処置と配慮への要求を確認できる。

②大工場では、男子職工の行動に応じる女子職工の積極的な争議参

加がみられ、①賃金値上げ要求では、他工場と比較した賃金格差や賃金の毎月清算など、具体的な要求を出し、②労働条件の不満から管理者の排除を要求し、③交渉相手・内容確認・経過の説明を求め、④企業経営者に争議の存在を認めさせる主張をしている。⑤経営者は「同盟罷業＝工場閉鎖」の方針で、高圧的な対決姿勢を取り始め、⑥争議は地域を動揺させた。労働者家族の生活状態に郡長・町長が関心を示し、救援や争議の調査・調停に取り組み、⑦同盟罷業を指導した職工に配慮して、解決する場合もあった。

七、仙台印刷労働組合と仙台一般労働者組合の結成

一九二三（大正一二）年以降も、労働争議は続いた。一月、長町操車場工事現場で、東洋道路工業株式会社の広瀬飯場労働者が賃金不払いで紛争し、六月宮城陸運会社の水運搬馬車挽き人夫たちが運賃一割値上げの同盟罷業を計画し、会社が要求を受け入れた。八月、仙台鉄道局車掌・仙台荷馬車取者の争議があり、翌年六月キリンビール仙台工場職工二五〇名が争議を起こしている。

紛争が続く旭紡織仙台工場では、一九二四（大正一三）年一二月女子職工二〇〇余名が協議し、監督の待遇不公平に同盟休業して、女工係の解雇を要求した。仙台警察署が就業させたが、怠業と同様であった。男子職工も、解雇問題や女子虐待に対する不満から、機械を止めて同盟休業に入る動きがあった。会社は、運転係職工の解雇に反対する職工の行為で、同盟休業ではないと弁明したが、翌日

からの就業も不穏な空気が漲っていた。女子職工への虐待行為を仙台警察署も認め、関係者の召喚・取り調べはあったが、「真相は不明」であった。この時期には、内務省警保局と警視庁が協議して、各府県警察官私服巡査にピストルを携帯させる通牒を発するが、労働争議現場の緊張感が窺える。

政府の整理方針にしたがい、一〇月仙台貯金支局も男子二五名、女子一七名の解雇を通告した。しかし、仙台では失業対策は全くなかった。仙台市職業紹介所長も、「官庁の失業者の救済の途は先づ以てない」と明言している。^(註36)

一九二五（大正一四）年一月、過酷な労働を理由に元の工場に戻りたいと相談された旭紡織仙台工場の女子職工が、交渉した世話係から殴りつけと水責めにされ、翌日出動しなければ、叩き殺すと脅迫された。彼女が暴力事件として人事係へ訴え、仙台警察署へ傷害で告訴するが、事件とされなかった。人事係山田某は、工場工務課長と寄宿舎女子職工取締を被告とした脅迫傷害罪の告訴状を仙台警察署に提出している。女子職工の病氣休養を拒否して門衛（元警部）や小使に殴打・傷害させたことや、相談された人事係の行為を認めず、暴力的に退職させたことは、人道上から黙認できないと主張した。同時期、同仙台工場の女子職工二名が取締に虐待されて、労働に堪えられないと脱走し、仙台警察署に救助を願っている。こうした職場の実態は、適用工場法に照らして嚴重に取り締まる必要があったが、対処されていない。^(註37) 同工場では、一二月にも食料供給費の停止にともない補てん要求を行っている。

この年四月、総同盟に第一次分裂が起こり、五月日本労働組合評議会が成立し、八月関東出版労働組合を結成した。この労働組合から仙台に派遣された野下勝之助は、一二月職場の枠を超えて印刷工を組織して、仙台印刷労働組合を創立した。^(註38)

印刷労働者による労働争議が起き、東北印刷株式会社(事務一七・職工一二三)の争議が、翌一九二六(大正一五)年二月、印刷労働組合員の印刷見習工を突然解雇することで始まる。欠勤して労働運動を行ない、会社秩序を乱すと判断された。仙台印刷労働組合は、復職を迫ったが拒否され、解雇手当と退職手当を要求して交渉し、元仙台製本業組合長の調停で、解雇手当五〇日分(四〇円)で解決した。同盟罷業に入らなかったが、一八日後に終結する大事件であった。失業反対の争議は、職場への復職実現のみでなく、基本的には労働者の生活を維持することであった。この段階では、まだ印刷労働組合員への露骨な弾圧の姿勢を見せていない。この争議は、経営者に大きな衝撃を与えたと考えられ、東北印刷株式会社は、直後に『東北印刷株式会社に起りたる職工解雇問題の真相』(現所蔵者と内容は不明)を印刷し、同業者に配布しているが、この争議に関しては『河北新報』は全く報道していない。^(註39)

この年の春頃から、日本労働組合評議会系地方組織として、労働組合の創立が進められた。六月、仙台印刷労働組合は政治研究会宮城支部^(註40)と結び、仙台合同労働組合^(註41)と合併して、労働者、農民、学生を組合員とする仙台一般労働者組合を結成し、初代執行委員長野下勝之助を選出し、運動方針を協議して「総連合促進・労働党支持」

を決議した。しかし、各職場の労働組合を基盤とした組織でなく、その拡大は進まなかった。県警察部が注意組合としたのは、この仙台一般労働者組合のみであった。^(註42)

八、旭紡織・東北印刷・塚本硝子の労働争議

翌一九二六(大正一五)年九月、宮城毎日新聞社従業員が、営業主任排斥と二割賃金値上げを要求して二名が解雇され、一月大正印刷会社印刷工四八名は賃金値上げを要求している。

『無産者新聞』(一九二六・一・一六)が「仙台に於ける活動舞台として工場の大きなものを挙げれば、旭紡績[▽](二〇〇〇)キリンビール(三〇〇)片倉製糸(三〇〇)東北印刷(九〇)其他がある」と記すように、仙台一般労働者組合による組合員獲得の対象は、大工場の男子労働者で、東北印刷・塚本硝子・旭紡織仙台工場・東洋刃物工場などに分会を結成している。

同年五月頃から女子職工への虐待の噂が流れていた旭紡織仙台工場で、一二月男子職工の一部が仙台一般労働者組合と連絡して組合分会を発足させ、察知した会社は関係職工を解雇した。直ちに組合分会は、職場で「賃金値上げ、食料改善」ほか七要求を提出して、争議を起こした。争議応援者が職工を扇動しているとの会社急報で、仙台警察署は職務執行妨害と治安警察法違反で関係者を検挙した。解雇職工三〇名は仙台一般労働者組合に所属し、争議は続けられ、工場外の争議演説会は警官によつての演説中止が多かった。交

渉の結果、会社が解雇職工に二週間分の解雇手当を出すことで解決した。^(註43)

『宮城県警察史 第一巻』は、この事件を「大部分の職工は争議に加わらなかつたうえ、地元長町町民から争議団に対し、争議反省休止」の声明書が出されるなど市民の反感があつて、争議は労働者側の不利な情勢に傾いた」と記し、『河北新報』（大正一五・一二・一—一夕刊）も「労働組合の策動に会社側が先手を打つて首謀者解雇 一般従業者平穩」と報じている。^(註44)しかし、資料調査では、これらの記述と合致しない点が存在する。

この争議は、改定工場法実施を機に、仙台一般労働者組合旭紡織分会が職場の要求を掲げて結成され、①一二月に争議が始まり、②会社は旭紡織分会の成立を重大視して、分会員を解雇したため、③職場の男女職工一八〇〇名が集まり、対策のために従業員大会を開催している。④従業員大会では、旭紡織分会結成時に提起された要求である「賃金の三割値上げ、賄の改善、貯金捻出及び外出の自由、工場法の嚴重適用、健康保険金の会社全額負担」を決議・提出したが、経理課長は交渉を拒否し、争議は持久戦に入った。⑤解雇された職工三〇名は仙台一般労働者組合に籍を置き、復職の解決に取り組み、⑥職場の従業員大会の要求では、「一、解雇者の復職 二、争議中の日給全額支払 三、争議費用の全額会社負担 四、賄いの改正 五、貯金払出及外出の自由 六、健康保険料の全額会社負担 七、労働組合の加入自由」を確認し、労働条件の改善と生活維持・向上を願う従業員の切実な願いが示された。実現しなかつた

が、「労働組合の加入自由」を明確に要求している点に注目したい。⑦『河北新報』小見出し「長町青年団 争議鎮圧に声明書発表」の記述は、「長町々民有志・国本社宮城支部有志」による「解雇職工の排斥」に関する声明であり、調停者として登場する労資協調会の関野某は、国粹団に属していた。新聞報道記事を引用する場合は、記述と事実の実態を具体的に確認する必要がある。この労働争議は、一二月一九日会社側と組合側が協定を結び、「聖上ご不例」の場合として、会社が解雇職工に対して二週間分の手当を給すること^(註45)で円満解決している。

一九二七（昭和二）年は、春から夏にかけて市内各工場で休業が続出している。一月、女子外交員の活動で評判の八千代生命保険会社仙台支部が、無警告に七名を解雇したが、その方法が極めて不条理であると、残留社員を含めて結束して説明を要求し、労働争議が起きていた。^(註46)

東北印刷株式会社と塚本硝子工場で争議が起き、会社側の厳しい仙台一般労働者組合への弾圧が始められた。

三月に、東北印刷株式会社は、仙台一般労働者組合分会幹部の活版工五名を突如解雇した。解雇理由は「都合により」「不当な要求」「不適任」であった。職場の職工たちは怠業に入り、仙台印刷労働組合も応援した。同盟罷業に入るかと見られたが、一日後に、経緯は不明であるが、解雇職工が労働組合との関係を絶つことを声明し、「会社経費節減のために解雇する証明書」を得て退職し、争議を打ち切った。争議は仙台一般労働者組合の方針が強く反映してい

るが、この争議を「労働者側の敗北」とする評価には問題がある。確かに、解雇職工は仙台一般労働者組合に所属しているが、職場では指導者とされ、不当解雇であると復職を要求した全職工は、会社の弾圧的態度に憤慨・結束し、怠業を執行し、復職を要求している^(註4)。退職時の解雇職工が、仙台一般労働者組合との関係を個人的に絶ったことのみを重視せず、職場や所属している組合自体が、争議結果を否定的に把握していないことを十分に検討すべきである。争議内容の実態を具体的に再確認したい。

塚本硝子工場は、職工四〇数名で東北最大のガラス製造工場であった。『宮城縣史7 警察』によれば、同年三月、会社が行った突然の工場閉鎖と全員解雇に対し、仙台一般労働者組合塚本分会員が失業反対の争議に入り、会社は「工場閉鎖・全員解雇の取り消し、争議中の日給半額の支払い」を条件で解決し、その後、会社は再起できず解散したとのみ記して、組合員以外の労働者については全く記述していない。しかし、『仙南日日新聞』(昭和二・三・一九)と『全従業員大会ストライキを以って抗争(仙台一般労働者組合ピラ)^(註5)』によれば、「企業が仙台一般労働者組合加入の職工一七名を予告なしに解雇にしたが、この一方的な処置に、工場職工は憤激し、即時作業を停止して、全従業員大会を開催し、実行委員を通じて抗議し、同盟罷業を断行した。翌日も工場で全職工が第二回従業員大会を開催し、同盟罷業を継続している。会社への要求は、工場閉鎖・解雇の取り消し、争議中の日給全額支払、争議費用全額負担、賄及び工場設備の改善」と具体的であり、旭紡織争議で提出された「健

康保険料の会社全額負担」などの要求もあった。争議中の塚本硝子工場閉鎖は、組合員を排除するため、職場の労働者は、要求提出を続け、四回の交渉結果、会社は屈服し、一九日夕方、解雇職工全員が復職して、「遂に労働者側の勝利」と報じられている^(註6)。

当時の労働争議は、①解雇反対の性格が強い。しかし、職場の現状認識に基づいた、基本的な要求や意見に従ったもので、労働者の生活全般を高める意識からスタートし、一貫している。②会社(経営者)は、職場の組合結成化を防ぐために、仙台一般労働者組合員を否定し、排除している。③職場労働者は、労働組合員の意見や立場を尊重し、受け入れているが、絶対的なものではない。労働者は、日々、生産・労働の場と生活の場で生きており、そのうえで「解雇職工の再就職への配慮」や「労働者としての生活を維持するための要求」を提起し、取り組んでいる点を重視したい。

九、その後の労働運動

本稿では、テーマのために具体的に記載できなかったが、一九二八(昭和三)年以降も、仙台では労働運動が継続している。

一九二八(昭和三)年の一般的不況の後をうけ、経済は深刻な不況の谷底に落ちた。『日本労働年鑑』によれば、宮城県の失業者数(二月現在)三二二六人は六・六%で、全国平均四・六%をはるかに超えていた。同年三月、日本共産党の大檢舉によって、仙台一般労働者組合員も檢舉・投獄され、四月の労農党・無産青年同盟と

ともに組合にも解散命令が下された。さらに、一九三一（昭和六）年の「満州事変」を契機に、社会情勢に著しい変化が生じ、軍需品関係産業と輸出関係産業に見られた変体的な活況はあったが、外観の好転にかかわらず、労働者の状況に好転はなかった。「非常時意識」の強化は、労働者に対する経営者の態度をさらに強固にし、政府・県の徹底的な弾圧方針に変化はなかった。

当時、県や警察部は、労働運動に必ず介入し、強化や拡大を防ぐために「強制調停」が行われた。新聞報道も制約・限定され、資料調査は十分にできていない。しかし、工場労働者ばかりでなく、他の職場で働く労働者も争議を起こしている。『仙台市史 近代2 通史編7』は、図「昭和前期における仙台のおもな労働運動」で、この時期の労働争議九件を記載しているが、具体的な内容を記述せず、「当時、宮城一般労働組合が、県下一般労働者の権利擁護のほか、旭紡織争議など多くの争議への支援参加を行い、宮城県労働運動の中心となった」とのみ記している。しかし、限定された少数の資料ではあるが、解雇者の再就職・労働条件の改善・生活保障を要求する労働者の取り組みを含めて、労働争議内容と特徴を把握できる。

例えば、一九二八（昭和三）年四月、仙台市電車従業員（運転手・車掌各七〇）が、当局の勤務規程無視に対して会合・協議し、待遇改善を要求した。当局は一部の賞与金で、同盟罷業の動きを牽制し、首謀者解雇で対応したが、代表が市長に直接会って、「嘆願による不当な解雇の否定を含む具体的な職場の要求一四カ条」（①乗務手

当支給方法の改正、②公休日出勤手当の増額、③時間外勤務手当を時間制に改正、④諸規程の制定・服務・公傷・退職・昇給、⑤衛生設備の完備、⑥健康保険法の実施、⑦靴・手袋等の即時支給、⑧賜暇の設定、⑨ダイヤ編成に従業員代表を参加させる、⑩車掌不足金の補助支給、⑪市役所員としての資格決定、⑫信号手・運転手の手当増額と支給方法の改正、⑬班長の公選、⑭右の嘆願による不当の解雇をなさざることを提出し、外部の労働団体等からの働きかけはなかった。当局は、要求提出を二・三の従業員による具体性のない行為として握り潰した。しかし、諸規程の制定・衛生施設の完備・健康保険法の実施・ダイヤ編成に従業員の参加・市役所員としての資格決定・班長の公選などの要求は、当然実行すべきもので、嘆願書が職場従業員の実態を明確に示している点は無視できない。重視すべき資料である。従業員の間には組合結成の機運が高まり、仙台警察署も特高室を設置し、動きを厳しく制圧している。^(註50)

また、一九三二（昭和七）年一〇月、映画館・文化キネマで、トーカー争議と言われた従業員同盟罷業が起き、弁士八名・技士と助手三名・女給二名が連署して、「解雇女給の復職」「解雇減俸絶対反対」「契約時の俸給への復活」「公休日・女性の生理休暇を要求」を含む一カ条の具体的な要求書を提出した。リーダーの弁士を仙台警察署特高視察係が検挙し、経営者は首謀者一〇名を解雇して、請願を拒否した。労働者は、警察署に事実報告と調停を求め、「紛争は他にも影響する」と考える仙台警察署長が調停に取り組んでいく。とくに、「解雇・減俸を絶対にしなさい」「退職手当の制定」

「解雇は生活上最大の脅威で、二人の女性の復讐」などを従業員一同の意思として訴えている。当時の要求として異色の「女性の生理休暇要求」に注目したい。家族三〇余名とともに文化キネマに籠城した争議者を、仙台警察署は検束し、釈放された争議者は退職手当の交渉を行っている。^(註51)

一九三五（昭和一〇）年九月、旭紡織仙台工場寄宿舎女子職工（八五〇余）の三五〇余名が操業を休止して、罷業となった。賃金の引き下げ反対、被服の改善、風呂場・便所・洗濯場の施設改善などの要求である。きっかけは、転職してきた女子職工佐藤某の突然の解雇である。会社は同盟罷業を解雇した職工の策動として、要求を一切拒否した。二〇室の各室長が中心的な役割を果たし、室内に自治的な状態が生まれ、結束が強く、男子職工への波及を恐れる県特高課と仙台警察署特高課が調停に入った。県警察部保安課と仙台警察署の調査で、会社側に工場法違反の事実が摘発された。女子職工の代表と会見した会社は、一、賃金は元にも戻す、一、労働時間は工場法規定通り厳守する、一、衛生設備なども即時実行する、一、寄宿舎備品は会社側の負担とする、一、今回の争議に関し解雇者は出さないなど、女子職工の要求をすべて承認している。当時の労働争議では、労働者の要求を実現させることは困難であったが、皆無ではなかった。旭紡織女子職工の同盟罷業は、『日本労働年鑑 昭和一一年版』に争議名の記載はあるが、内容を全く取り上げていない。しかし、この事件は、仙台の労働争議上、画期的な取り組みであり、今後、調査・解明すべきである。^(註52)

これまでの調査・研究では、地域の労働運動を政治的基準で評価することがあり、職場の労働者独自の取り組みは、低くしか見られず、断片的なマイナスイラス資料として処置されがちである。渡部 徹氏が既に指摘されているように、「何よりもその取り組みが、現実になにを、労働者に現実になにをもたらしたかという、具体的な事実の上に立たなければならず、思想的に幼稚であり、誤りがその中に含まれているとしても、それよって多くの労働者を動かし、現実的に労働者の要求に応じて、与えたものが大きい場合には、評価すべきであろう」（『労働運動史研究の反省——若干の史実についての問題提起——』『労働運動史 歴史科学体系第25巻』一九八一）との考えは、正しいと思う。

各職場労働者の独自性と自立性に配慮して見直し、従来ほとんど評価されなかった、厳しい困難な条件下で取り組んだ労働者の行動を再検討し、事実在即して、積極的に評価すべきである。たとえ些細な事柄であっても、これまでの常識化した思い込みを捨て、事実と意義について検討したい。

十、仙台地域の労働運動の特徴

本稿は、「仙台米騒動」の経験を踏まえた市民が、労働運動をどのように展開していったのかを、探ることを目指した。しかし、経営者は、労働争議自体を否定することが多く、実態を示す資料は少なく、不明確であった。把握できたことは、以下の通りである。

①労働争議は、「仙台米騒動」直後から発生している。大工場に限らず、小規模な職場で働く労働者の取りくみが確認でき、表面化した「同盟罷業」以外に、出勤して持ち場につくが仕事をしない「同盟怠業」（サボタージュ）が存在した。賃金値上げ要求が基本で、職場の集会・議論・要求決定・示威行動・交渉があり、企業経営者は労働者の要求・行動を表面的に承認し、争議を即決している。労働者の自覚と団結心の高まりに、「米騒動」の影響が認められる。この段階では、経営者は、県・市・警察とともに、労働者の行動に対して高圧的な手段を避け、「同情」「説得」を原則としている。

②一九一九（大正八）年以降、仙台市や税務局・通信局・専売局などの労働者は、賃金値上げや労働条件改善の請願運動を行っている。④職場で全員が集合・協議・決定し、要求実現のために幾度も請願し、怠業や勤務拒否、同盟罷業の計画・実行が存在した。⑤職場全員による決議文への「署名・捺印」は、労働者自身の存在と意思を表示する初体験で、「新しい団結の姿」が見られる。⑥東北帝国大学などの巡視・小使・火夫・雑役夫・給仕などの組織化や請願は、小規模でも無視できない。

③請願運動が盛んな時期に、把握できた民間企業労働者の争議件数は少ない。しかし、賃金値上げ要求の拒否には、転職や同盟罷業の計画を示して対抗し、中小企業でも解決している。女子労働者（とくに製糸女子職工）に比べて、男子労働者の労働実態が不明で、争議を起こす男女労働者の労働条件を具体的に確

認できていない。

④職人は所属する「営業者組合」から独立し、「職人組合」を結成して、独自の活動を行い始める。一種の労働組合である「営業者同盟会」の存在や、「仙台銅鉄業職工同志会」を中心とした「仙台労働者自由連盟」結成の動きに注目したい。

⑤孤立していた使用人（労働者）が集团的な取り組みを始める。彼らも、雇主（営業者）が組織する組合に所属し、独立した組織は少なかったが、小田原遊郭伎夫組合と仙台人力車挽子組合が結成された。とくに後者は、一九二五（大正一四）年の労働争議や挽子組合の活動を経て、挽子の個人営業権を営業者や県に認めさせ、営業組合に挽子組合を同等に合併させ、新営業組合を設立している。注目したい労働者の取り組みである。

⑥一九二一（大正一〇）年以降、労働者の他工場転職や復職は困難となり、争議の指導的な労働者は解雇された。警察は労働者の暴力を口実に動員を強め、経営者に協力して高圧的な態度をとり始める。工場法によって解雇手当や帰郷旅費を労働者が要求しても、工場主は認めず、労働者が仙台警察署へ救済を求めても解決していない。

⑦「協調的」といわれた製糸工場女子職工が変化を始め、争議の指導的立場にあった男子職工の解雇に、同盟怠業で参加し抗議している。解雇者を含めた多くの無収入職工家族の生活を無視できない地方行政機関（郡長・町長）が、「仲裁・調停」に介入している。「仲裁・調停」は、大正期に出現する地域の対応

である。

⑧一九二三（大正一二）年以降も労働争議は続き、旭紡織仙台工場の紛争は、その一例である。労働者の意識や行動に変化が生まれ、女子職工は協議して監督の不公平に同盟休業し、一方的な男子職工解雇を批判し、同盟休業を行っている。さらに、女子職工への暴行傷害事件や協力者への暴力的な圧力と解雇には、当事者が告訴している。

⑨一九二四（大正一四）年二月、実質的な労働組合として仙台印刷労働組合が結成され、翌年春に仙台一般労働者組合が発足する。しかしながら、職場労働者ごとに結成された組合を基盤にできず、組織の強化・拡大は進まなかった。仙台一般労働者組合は、大工場男子労働者を対象に分会の結成を始めるが、経営者は分会潰しを開始した。

⑩塚本硝子工場の争議では、待遇改善（賃上げ要求・賄の改善・貯金捻出と外出の自由）に加えて、指導者の労働組合員職工の解雇反対と、「工場法の嚴重適用・健康保険金の全額会社負担」などを従業員大会で決議している。仙台一般労働者組合分会員のみの争議ではなかった。

⑪労働争議では、労働者が提出する要求を全面的に貫徹することは不可能であった。東北印刷の労働争議に見られたように、指導的な立場にあった職工が、仙台一般労働者組合との関係を断つことを条件に、「会社経費節減のための解雇である証明書」を獲得して退職したことは、その後の生活維持を実質的に保障

している。職場自体に労働組合を組織していなかった職工たちは、争議の中で、労働者としての日常生活の維持・保障と向上を互いに認め、各自の存在と自発性・自律性を容認し、争議から生まれる行動と結果を認めている。重視すべき特徴であり、労働争議の結果を「労働者側の敗北」とのみ強調し評価することとは、実態に齟齬していると考ええる。

課題

今回の調査を通じて、確認できた課題は多い。その一部を示して、結びとしたい。

①「地域の掘り起こし」で、これまで真とにも目を向けてこなかった職人や人力車挽子などの生活や労働争議の取り組みの一端を知ることができた。他の職人や小企業で働く労働者の把握が必要である。また、各職場で働く労働者としての意識の具体的な実態とその変化は、不明である。

②正確に把握・評価されていない各職場の請願運動は、具体的に説明していくべきである。

③労働運動は、「デモクラシー運動」に呼応して変転する。例えば、平民協会は、一九二〇（大正九）年「東北最初の労働者大会」を開催したと評価され、仙台人力車挽子組合の渡辺保藏が、青年自由革新党幹事として演説している。当時、仙台借家人同盟会（未記述）の中心であった青年自由革新党も「普通選挙権、

婦人参政権、自由権の享有、とくに営業の自由と官憲の干渉排除、労働組合結成と八時間労働制、裁判権の独立と陪審制^⑦を要求しているが、具体的な諸活動の実態はなく、労働者を活動の主体としていない。仙台の労働者は、どのような関心と認識をもち、反応し、行動をしていたのだろうか。

②「八時間労働制」についても、仙台の民間企業経営者は時期尚早を唱え、労働者側も、当時の賃金制では、時間短縮が給料減少になると反対している。実態の把握が必要である。

③旭紡織労働争議の実情・経過を報告する演説会は、地元長町の町民に理解を求める姿勢を示した。争議団の報告に注目し、実態を確認・検討する住民が現れ、地域の事実を学ぶ取り組みから、一九二七（昭和二）年七月に「長町自治問題研究会」が発足している。その活動に注目したい。

④一九二五（大正一四）年仙台駅構内挽子の同盟罷業時、「酒を呑むな、乱暴な行動をとるな、他丁場の者に対して悪喝をするな、高山営業人の反省と事件の解決を待つと挽子たちが約束した」と報じられた。労働争議では、常に「人間としてのモラル」が問われているが、この問題についても、検討されていない。

⑤この争議では、西方哲四郎（「仙台米騒動」の指導者とされ、懲役二年）が介入し、調停・提案しているが、彼の言動に納得できない挽子たちと激しく対立している。大正期の労働運動に「仙台米騒動」参加者がどのように関わっていたのか、また、争議における「仲裁・調停」とはなにか、それらの実態も探っ

てみたい。

⑦残されている資料は限定されるが、一九二八（昭和三）年以降の労働運動も検討すべき点が多い。

⑧地域の歴史には、「暴力による解決」志向ではなく、「話し合い」を通じて問題に対処する住民の取り組みがあった。最終的な解決でなく、暫定的な決定を重ねて、誤りに気づいたら、やり直して行こうとしている。そのため、地域には「同意」と「約束」が常に存在し、各人の独自性が尊重され、「対立者と敵対者」の区別を明確にしている。稚拙な政治的言葉しか持ちえなくても、不条理な状況に抗い、立ち向かう人々の軌跡の一端を垣間見た。

註

（註一）『河北新報』の矛盾する文言・数値は、原文のまま引用し、年月日は、特徴的な事例と注意すべきことに限った。一部に『日本労働年鑑（各年度）』と『日本労働運動史年表 第一巻（明治大正篇）』（青木虹二）から引用した。

（註二）米騒動・大戦後デモクラシー研究会井本三夫編『米騒動・大戦後デモクラシー百周年論集Ⅱ』（集広舎 二〇一九）掲載、中川正人「仙台の米騒動」。

（註三）「仙台米騒動」で強調される唯一の「鉄砲町の高利貸し吉田邸」放火事件については、裁判過程でも当該の被告たちは否定し、真相は示されなかった（『河北新報』大正七・一二・二七）。前日に約束した履行を迫る市民が押し寄せた「吉田邸」は、吉田氏に約束を実行す

る意思がなく、すでに他所へ移動しており、全くの無人状態であった。真相の一端を語る一族関係者・青木助三郎の体験談「焼打ち」(『日曜随筆』日曜随筆社 一九六〇)の検討はない。

(註4) 「澤來太郎舌禍事件」の演説要旨(『米騒動の研究 第四卷』で引用されている「大正七年に於ける所謂米騒動事件の概要」)による。

(註5) 『法律新聞』(大正七・九・一三)。研究者から高く評価されてきた政友会代議士澤來太郎の「仙台の米騒動観」は、変質している。澤は、米騒動に関する自分の公判で、「然らば結果より観れば如何」と訊問され、「無論不可なり」と明確に返答した。注意して評価すべき人物の一人である(『河北新報』大正七・九・二〇)。

(註6) 『河北新報』(大正七・一〇・一一、一三、二四、二五、二二・二八)

(註7) 『河北新報』(大正七・一一・二〇)

(註8) 『河北新報』(大正八・七・二三、三〇、八・七、一八)

(註9) 「平民宰相」原 敬の政党内閣は、国民の期待とは裏腹に、「デモクラシー」には理解が薄く、住民運動を利用しても、それと提携することに否定的であった。言論抑圧も激しく、矛盾する官僚主義に対して、『河北新報』(大正七・一一・一五)は「原内閣の生まるるや、世間は之を以て政党内閣の出現、立憲政治支持の一大進歩なりとして大いに歓迎し、(中略)首相そのものが無爵にてもあり、如何にも平民式の気分も見ゆる関係より平民内閣として人気を集めたること今更いふまでも無し、然らば此の大人気を以て迎へられつつある平民内閣は果たして何事の施設を画し、又当面急務を要する問題に対し、如何なる政策を実施せりや。(中略)若し何日までも放任とせば、国民に取りて政府は甚だ頼み甲斐なきものと見らるべく」と批判し、「原氏が一平民たると、華族たると問ふあらず、唯其の政治が平民本位なるやを問ふべきのみ」(『河北新報』(大正九・九・一一)と、原内閣の本質を指摘している。

(註10) 『河北新報』(大正八・八・二七)

(註11) 『河北新報』(大正九・九・一七、一九、一〇・一九、二〇)

(註12) 『河北新報』(大正八・五・六)。一連の請願運動の始まりとされるが、

前年一二月に仙台市小学校教員は、待遇改善要求の陳情を実施している。

(註13) 『河北新報』(大正八・七・四、五、七、九、一一、一七、二二、二六、二七、九・二・一八)

(註14) 『河北新報』(大正八・七・二、一〇・九、一一、二二、一五、一九、一一・五)

(註15) 『河北新報』(大正九・四・一四、二〇、三〇、五・五)

(註16) 『河北新報』(大正九・四・一一、一二・五・二七)

(註17) 『河北新報』(大正九・二・二〇、三・二五、四・二二、七・七、一〇・三・六、四・八、一一・二・八)

(註18) 『河北新報』(大正九・一・二四、一一・一二・二)

(註19) 『河北新報』(大正八・一一・一一、九・二・四)

(註20) この時期、工場寄宿舎収容の女子職工の多くは、親などに「前借金」が存在し、そのうえで雇用契約が結ばれていた。この問題に本稿で触れていない。

(註21) 『河北新報』(大正八・九・五、八、二九、三〇、一一・六)

(註22) 『河北新報』(大正八・一一・二八、三〇、一二・九)

(註23) 『河北新報』(大正九・二・二七、三・六、一七)

(註24) 『河北新報』(大正九・四・一五、八・二三)

(註25) 『河北新報』(大正九・一〇・三一、一一・二、四、二五、一〇・一・二)

(註26) 『宮城県警察史 第一卷』、『河北新報』(大正九・六・一三)

(註27) 『河北新報』(大正九・七・一〇、一〇・一・二二、二六、二七)

(註28) 『河北新報』(大正九・七・二〇、一〇・一・二二、二六、二七、三・三〇、四・一二)

(註29) 小田原遊郭には、公娼制度の下、貸座敷取締規則に基づき、仙台貸座敷組合の楼主(経営者)は、多数の登録した「娼妓」の置屋所有者であった。非人間として劣悪な条件下に置かれ、人身売買を黙認されていた「貸座敷娼妓」を、本稿では全く取り扱っていない。

(註30) 『河北新報』(大正一〇・一〇・二、一三、一一・二二、二・二〇、三・二)

- (註31) 『河北新報』(大正一二・六・二九、三〇、七・一、六、八・一〇、一二・四、九、一二、一五、一九、二〇、二六、二七、一四・二・二一、九・一、一一、一二・九、一五・四・七、五・一六、二六)、
『仙南日日新聞』(大正一五・五・二七)
- (註32) 『河北新報』(大正九・二・七、九・一七、一八)、『東華新聞』(大正九・七・七)
- (註33) 『河北新報』(大正一〇・一・一六、五・八、二九、一一・二四)
- (註34) 『河北新報』(大正一一・六・七、二五、二六、七・一〇、一二、一四、二六、八・九、一六、一一・三、九)。長町役場の炊き出し救助を受けていた職工は、一〇〇余名で、同町隔離病舎や市民宅に収容され、一般から同情が寄せられた。工場寄宿舎の女子職工たちは、解雇された職工に、自分たちの食糧を減らして握り飯を供給し、寄宿舎から出向き激励している。
- (註35) 『河北新報』(大正一一・一一・九、一〇)
- (註36) 『河北新報』(大正一三・一〇・四、一一・六、一二・一六)
- (註37) 『河北新報』(大正一四・二・一一、三・二六、四・二三、二六、二七、九・一四、一五、一六、一八、一一・二二、一二・五)
- (註38) 『宮城縣農民運動史』(中村吉治編 一九六八)、前出『宮城縣史』警察 参照。ただし、仙台印刷労働組合の発会式は、翌(大正一五)年三月二日である(『河北新報』大正一五・三・二三)。創立と発会には混同が存在する。仙台印刷労働組合結成の動きに、活版・石版・製本・印刷材料販売の経営者は、仙台印刷業組合を創立し、大日本印刷業組合に加盟して、予想される労働者との争議に対決する姿勢を示した。
- (註39) 『無産者新聞』(一九二六・三・一三)。引用した『無産者新聞』は、『不屈』宮城版 合本第三・四集(治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟宮城県本部 一九九七・二〇〇二)掲載、金野文彦氏が収集された『無産者新聞』宮城県関係資料。
- (註40) 政治研究会宮城支部は、一九二五(大正一四)年一〇月に仙台に誕生している。労働農民党仙台支部の設立は、一九二六(大正一五)年一〇月である。(『仙南日日新聞』大正一五・六・二六、八・二四、『河北新報』大正一五・一〇・五、『無産者新聞』一九二六・一〇・一六)
- (註41) 『河北新報』(大正一五・五・三、六・九)。仙台労働者自由連盟との関係は不明である。仙台印刷労働組合が主となって、未組織労働者の組織化に努め、仙台合同労働組合が四月に創立し、日本労働組合評議会に加盟している(『無産者新聞』一九二六・四・二四、五・一、八、六・一二)。
- (註42) 仙台一般労働者組合に関しては、『仙台市史 資料編8 近代現代4』(二〇〇六)掲載資料が詳しい。その他『河北新報』(大正一五・三・二三、六・九、二九)、『無産者新聞』(一九二六・六・一二)。なお、『日本労働年鑑 昭和二・三年版』掲載の「仙台一般労働者組合の設立 大正一四年一月」は、誤記と考える。
- (註43) 『河北新報』(大正一五・五・一四、一二・一一、一三、一四、一五、一七、一八、一九)、『仙南日日新聞』(大正一五・一二・一六、一七)
- (註44) 『旭紡織株式会社の設立と顛末』(岩本由輝)『市史せんだい』vol.16 二〇〇六)も、「争議は失敗に終わった」との記事を紹介。
- (註45) 『河北新報』(大正一五・一一・一、一四)、『仙南日日新聞』(大正一五・一二・一六、一七、一九、二二)
- (註46) 『河北新報』(昭和二・一・二三)
- (註47) 前出『宮城縣史』警察 参照。『仙南日日新聞』(昭和二・三・一九)。これらの労働争議に関しては、『河北新報』は全く報道をしていない。
- (註48) 『仙台市史 資料編8 近代現代4』
- (註49) 『仙南日日新聞』(昭和二・三・二三)。塚本硝子工場の存続状況は不明であるが、『日本労働年鑑 昭和四年版』は、「昭和三年五月、同工場職工二〇名による労働争議」を記している。
- (註50) 『河北新報』(昭和三・四・二二、二五、二六、二八)
- (註51) 『河北新報』(昭和七・一〇・一八、一九、二〇、一一・八、九、一一、一二)
- (註52) 『河北新報』(昭和一〇・九・一三、一四)